

総務企業委員会会議録

- 1 日 時 令和4年6月16日(木曜日)
午前9時30分～午前10時26分
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席委員 猶野智和委員長 坪井康男副委員長
山中佳子委員 高木法生委員
岡山隆委員 村田弘司委員
山下安憲委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 委員外出席議員
竹岡昌治議長
- 6 出席した事務局職員
石田淳司 議会事務局長 西山聖子 議会事務局副主幹
阿武泰貴 議会事務局主査
- 7 説明のため出席した者の職氏名
波佐間 敏 副市長 志賀雅彦 デジタル推進部長
藤澤和昭 総務企画部長 繁田 誠 観光商工部長
竹内正夫 デジタル推進課長 斉藤正憲 税務課長
河村充展 観光政策課長 別府泰孝 商工労働課長
- 8 会議の次第は次のとおりである。

午前9時30分開会

○委員長（猶野智和君） おはようございます。ただいまより、総務企業委員会を開会いたします。

さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました市長提出議案4件について審査いたしたいと思っておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

議長、報告事項などございましたらお願いいたします。

○議長（竹岡昌治君） ございません。

○委員長（猶野智和君） それでは、審査を始めます。最初に、議案第51号美祢市税条例等の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。斉藤税務課長。

○税務課長（斉藤正憲君） ただいま発信をしました議案第51号美祢市税条例等の一部改正について説明します。

地方税法等の一部を改正する法律が公布され、これらに関連する政令及び省令がそれぞれ公布されたことに伴い、美祢市税条例等の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、固定資産課税台帳の閲覧又はその証明書を交付するにあたり、住所が明らかにされることにより、人の生命又は身体に危害を及ぼす恐れがあると認められる場合などは、当該住所に代わる事項を記載しなければならないなどの必要な措置を講ずるためのものです。

これは、民法の一部を改正する法律、令和3年法律第24号、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行するものであります。

また、所得税における住宅ローン控除制度の見直しに伴い、市民税についても同様に規定を整備するものです。

これは、令和5年1月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。坪井副委員長。

○副委員長（坪井康男君） 最初の住所証明書に代わる事項の記載というのはどういうものをいうんでしょうか、お尋ねします。

○委員長（猶野智和君） 斉藤税務課長。

○税務課長（斉藤正憲君） ただいまの坪井副委員長の御質問にお答えをいたします。

住所に代わる事項というのは、DV被害者の親族、知人の住所や支援団体の住所等が想定され、また、住所の削除等も検討されているところでございます。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 坪井副委員長。

○副委員長（坪井康男君） これは、今説明ありましたように、DV被害者を保護するという趣旨でこういう改定がなされたと思っておりますが、大事なことは、たまたまこれはもう固定資産税で台帳に関わる問題ですが、こういうことで実際に、その固定資産台帳を基にフォローして行って、さらに被害が拡大したと、そんな事例があるんでしょうかね。その辺がちょっと疑問に思いますが、お尋ねです。

○委員長（猶野智和君） 斉藤税務課長。皆さん、発言のとき、マスク外されて結構です。

○税務課長（斉藤正憲君） ただいまの坪井副委員長の御質問にお答えをいたします。美祢市におきましては、そのような事例は今のところ確認がされておられません。以上です。

○委員長（猶野智和君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第51号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号美祢市地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。別府商工労働課長。

○商工労働課長（別府泰孝君） 議案第53号美祢市地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について説明いた

します。

これは、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令におきまして、地域再生法に基づき、地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置期間が令和6年3月31日まで延長されたこと。さらに、軽減措置の対象となる償却設備の整備計画認定日からの整備期間が3年間に延長されたことから、これに倣って、本条例第2条不均一課税の適用範囲におきまして、措置期間を令和6年3月31日に延長し、併せて対象の償却設備の整備期間を3年に延長するものであります。

なお、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第53号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号令和4年度美祢市観光事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。河村観光政策課長。

○観光政策課長（河村充展君） 議案第50号は、令和4年度美祢市観光事業会計補正予算（第2号）についてとなります。それでは、御説明をさせていただきます。

このたびの補正は、秋吉台リフレッシュパーク及び秋吉台家族旅行村の受入体制を強化するための整備に関するものでございます。

具体的には、リフレッシュパークのトイレ改修や家族旅行村のトイレ改修、ケビンのウッドデッキ設置、空調機の改修などになります。

補正予算書の概要について御説明いたします。

配信しております補正予算書の1ページを御覧いただければと思います。

第2条業務の予定量については、第5号主な建設改良事業の委託料について405万3,000円を追加し、予定量を1,480万7,000円とするとともに、工事請負費について4,735万5,000円追加し、予定量を2億1,344万2,000円とするものであります。

第3条、収益的収入及び支出について御説明いたします。

ただいま配信いたしました補正予算書12ページのほうを御覧いただければと思います。

収入において、営業外収益を43万3,000円追加し、収入総額を5億4,128万9,000円とするものでありますが、これは他会計負担金を追加するものでございます。

また、支出において、営業費用を1,104万4,000円追加する一方で、営業外費用を293万5,000円減額し、支出総額を5億3,095万円とするものでございます。

支出の内訳につきましては、備考欄を御覧いただければと思います。

次に、第4条、資本的収入及び支出についてであります。

隣の13ページを御覧いただければと思います。

収入において、他会計負担金を2,972万7,000円追加し、収入総額を1億9,798万7,000円とするとともに、支出において、建設改良費を5,140万8,000円追加し、支出総額を2億5,564万8,000円とするものであります。

支出の内訳につきましては、委託料、工事請負費、それぞれ旅行村のウッドデッキ設置業務、また空調機の——空調機設備の工事関係の設計業務、また、工事の関係につきましては、リフレッシュパーク及び旅行村のトイレ、また、空調設備等の改修になります。

このたびの補正によりまして、資本的収入額が資本的支出額に対しまして不足する額が2,168万1,000円増額することとなりますが、これは当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填することとしております。

以上で説明を終わります。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 今回、観光事業における収支、特に資本的収入及び支出にあって、他会計負担金が2,972万7,000円となっており、これは説明はなかったんです。

けれども、地方創生臨時交付金で充てられたと思いますけれども、その辺の確認と、もう1点は、工事請負費、支出の面ですけれど4,735万5,000円、リフレッシュパーク、家族旅行村トイレ及び空調設備等改修工事の経費がかかっております。

これについて、もう少し具体的に、空調設備を工事をしなくてはならなかった、このところをもう少し具体的に説明していただきたいと思います。

○委員長（猶野智和君） 河村観光政策課長。

○観光政策課長（河村充展君） ただいまの岡山委員の御質問にお答えしたいと思います。

資本的収入及び支出の件でございますが、まず収入の件、他会計負担金につきましては2,972万7,000円、御説明いただいたとおり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てさせていただくという考えでおります。

続きまして、工事請負費のもう少し詳細をとということでございますので、その点について御説明させていただきます。

まず、家族旅行村の関係でございます。

トイレの関係の工事が主になるわけですが、その工事費が3,034万9,000円を予定しております。

また、同じくトイレの関係、こちらリフレッシュパークの関係になりますが、この工事費が1,316万7,000円ということとなっております。

続きまして、空調機のお話をされましたので、空調機のお話について、もう少し説明をさせていただきます。

空調機につきまして、ケビンの関係で、今5棟が使えない状況となっております。これから空調機が必要なシーズンになってきますので、できる限り早めに対応したいと思ひまして、こちらの予算383万9,000円を予定しているところでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（猶野智和君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） ありがとうございます。

トイレもかなり古かったということで、リニューアルされたと思っております。

そして、空調設備等5棟が使えなくなったということでしょうけど、今後これから夏に向けて、空調設備等を早めにしておかないと、観光受入れにあつて、そういった方が来られなくなる可能性もありますし、今のところ予定としては、この5棟

の回復というものは、いつ頃になるんかどうか、この辺について、もう少し説明願いたいと思います。

○委員長（猶野智和君） 河村観光政策課長。

○観光政策課長（河村充展君） ただいまの空調設備の関係の御質問についてお答えしたいと思います。

先ほど、私のほうから5棟の空調機、改修をさせていただく予定だというお話をさせていただきました。

ケビンについては、15棟ございまして、そのうち5棟が今使えない状況となっております。この夏に、工事が間に合うのかといいますと、少し厳しい状況であるというふうには考えております。

早急に委託料の中で組みせていただいております空調機の工事の設計業務委託、こちらにも早めにさせていただきまして、早めの工事完了がかないますよう、最善の努力をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（猶野智和君） ほかにございせんか。村田委員。

○委員（村田弘司君） 今回の補正には、直接関係ないかもしれませんが、このことが影響もいたします。

今提示していただいております予算に関する説明資料の6ページですね、美祢市観光事業予定キャッシュ・フロー計算書、これについて、若干、説明を加えていただくとありがたいんですが。

○委員長（猶野智和君） 河村観光政策課長。

○観光政策課長（河村充展君） ただいまの村田委員の御質問について御説明をさせていただきます。

6ページにありますキャッシュ・フロー計算書の説明をということでございます。

このたびの工事によりまして、収益が、当年度純利益のところですが、379万2,000円マイナスになるということになります。これは、第3条の収益的収入及び支出、こちらの関係の事業が影響をしているというところがございます。

現在のところ、先般の一般質問、岡村議員の一般質問の中でございましたように、観光事業を取り巻く環境の中で、徐々に改善傾向にあるという見込みを立てております。今回の補正の中で、業務量の変更はしておりません。

しかしながら、現状を見ますと、収益改善につながる見込みがあるというところで、今回の補正の中では、純利益マイナスという計上になりましたけれども、今後回復をさせていただきまして、9月もしくは12月には御回答をさせていただきたく中で、業務量の変更をさせていただいて、今年度、収益改善させていただきたいというふうな考えでおるところでございます。

村田委員の御質問に全て答えているとは思いませんが、御理解いただければと思います。

○委員長（猶野智和君） 村田委員。

○委員（村田弘司君） 今、河村課長から説明を受けまして、業務量は変えてないということで、しかしながら、こういうことを契機に、これから一生懸命努力を重ねていって、営業形態は改善してくる。それによって、9月補正時には、形として若干出てくるんじゃないかと。

年度末にはね、これからコロナも、ウィズコロナの時代が変わってきますんで、もっといい形で、このキャッシュ・フロー、キャッシュですから一番大切なものですんでね、いい計算書が見れるように期待をしております。

以上です。

○委員長（猶野智和君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第50号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号財産の取得についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。竹内デジタル推進課長。

○デジタル推進課長（竹内正夫君） 議案第54号は、財産の取得についてでございます。

す。

これは、美祢市有線テレビにおける放送電波をケーブルテレビ用に変換し、伝送路に送り出す装置であるヘッドエンド装置が老朽化したことによる設備更新に伴う財産の取得にあたり、美祢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、市議会の議決を求めるものでございます。

購入物品は、昨年度から引き続き整備を行うものでありまして、ヘッドエンドの地上波受信設備部分である光受信機1台、地上デジタルシグナルプロセッサ8台、地上デジタル自主放送センター装置1台、権利保護スクランブル装置1台ほかでございます。

なお、このことにつきましては、5月23日付で仮契約を締結しており、契約にあたっては、令和元年度から、あるいは3年度にかけて実施してまいりました放送設備の更新の継続であり、設備及び設定作業の効率性、責任分解点の明確化、安定稼働の確実性を考慮する等既存の設備を導入し、当該備品のメーカーでもある住友電気工業株式会社へ、地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定により、随意契約としております。

説明は以上です。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第54号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本会議で付託されました議案4件につきまして、審査を終了いたしました。

その他、委員の皆さんから所管事項につきまして、何かございましたら御発言を

お願いいたします。坪井副委員長。

○副委員長（坪井康男君） 今年もまた、梅雨の季節がやってまいりました。ついては、4月30日にハザードマップが市報と一緒に各家庭に配られています。このハザードマップのことについてちょっと確認させてください。

今ここに持ってきておりますが、簡単に言うと、どうも正確性がないんじゃないかということです。

特に、祖父ヶ瀬、共楽荘ありますね。あの共楽荘とその厚狭川を挟んで向かい側の地域です。ここの表示が、簡単に言うと、川とそれから美祢線と道路——県道、あれ何号線ですかね。この位置が違ってらんですよ。川のすぐそばにあるのは、美祢線です。そのさらに内陸側に県道があります。それがあべこべになったんですよ。県道のほうが川に近い、美祢線のほうが陸に近いということなんです。

で、これについて、近隣の住民が、これどこですかね、所管は——総務企画部総務課防災危機管理室ですか、藤澤部長のところですかね。ここに、手紙を出したそうです。ひと月以上たつのになしのつぶてと、どういうことですかということですね、質問してほしいということでした。

要は、これ一番肝心の危険箇所が表示されてる三角の中に、黄色で、何かあればびっくりマークちゅうんですか、それが打ってあるその部分が、位置関係が違ってらんですよ。これは、山の中のどうでもいいところじゃないんで、これどうされますかという質問です。

○委員長（猶野智和君） 藤澤総務企画部長。

○総務企画部長（藤澤和昭君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

市民の皆様からのお声というのは、申し訳ありません、ちょっと今のところ把握しておりませんが、御指摘のところ、大変重要なことですので、再度もう1回確認させていただきまして、修正等の手続等にも入らせていただきたいと思います。

○委員長（猶野智和君） 坪井副委員長。

○副委員長（坪井康男君） 再確認ですけど、これ私、文書も持ってきてます、本人のね。危機管理室長宛てに、4月30日付で出されています。ですから、何の回答もないっていうのは、何か特別な事情があつてのことであろうと思います。あるいは、単に忘れてたということかもしれません。

いずれにしても、あんまりいい措置じゃないですよ。こういうちょっとしたこと

がその後の大きな問題、トラブルに発展していく可能性があるんです。

だから、私は、ただこの事例だけで申し上げてるわけじゃなくて、もうちょっときちんとした対策を取ってくださいますかということなんです。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 調査していただき——いただいて、また、しかるべき場所で、また御報告いただくことは可能でしょうか。藤澤総務企画部長。

○総務企画部長（藤澤和昭君） ただいまの御指摘のありました件につきましては、直ちに調査いたしまして、皆様方に御報告させていただきたいと思っております。

○委員長（猶野智和君） よろしいですか。ほかにございますでしょうか。山中委員。

○委員（山中佳子君） 今日は病院事業局からお見えになっておりませんので、副市長にお尋ねしたいと思っております。

このたび、美祢市立病院で発生しましたハラスメントについてお尋ねします。

今回の事案につきましては、ハラスメント対策検討委員会において、適切な対策が講じられ、労働環境の改善により、これからは風通しのよい快適な職場になるのではないかと期待しております。

その中で、処分の発令が令和4年6月3日、議会への報告が6月9日でした。この報告を受けて、私たちは非常に寝耳に水でびっくりしたんですけれども。

議会にも提出されました、美祢市立病院ハラスメントに関する対策委員会報告書も3月31日には作成されており、もっと早く、議員全員とは言いませんが、議長、副議長には報告があつてよかつたのではなかつたかと思っております。報告が遅れた理由についてお尋ねします。

○委員長（猶野智和君） 波佐間副市長。

○副市長（波佐間 敏君） 山中委員の御質問にお答えいたしたいと思っておりますけど、今回、市立病院で起こりまして、処分を実施しましたハラスメントにつきまして、市民の皆様はじめ、議会におきまして、皆さんにおかれまして、多大な御心配、御迷惑をおかけしましたことを、この場を借りまして、改めておわび申し上げたいと思っております。

山中委員のほうから、議会の報告が遅れたということの御指摘でございますけど、その点に関しての明確な理由っていうものの、御説明するものは定かなものはありませんけれど、とにかく議会への報告が遅れたということも含めまして、これは、

やはり重大なといいますか、議会軽視にもつながることになりますので、今後改めて、その点も含めまして、執行部一同十分反省し、今後、適切に対応したいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（猶野智和君） 山中委員。

○委員（山中佳子君） 議会と執行部も、風通しのよい関係であるべきだと思います。

今回は、今言われましたように、議会軽視ではないかということのを思ったのは私だけではないのではないかと思います。ある程度の情報交換は必要であろうと思いますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（猶野智和君） 竹岡議長。

○議長（竹岡昌治君） 私が言うべきことを、今山中委員がおっしゃったんですが、私がお聞きしたのが、初日の議会が済んだ後でございまして、大変ふがいない議長で申し訳ないと思っております。

ただ1つ、管理者がどういう——管理者の名前で、院長、副院長の処分をなされてますが、管理者自身の責任というものはなかったのかどうなのか。

それから、もう1つは、院長、副院長、（「対象者としては、公表してないんじゃないんですか」と発言する者あり）いやいや、ちょっと公表してないからこそ、ちょっとお聞きしたいんですよ。（発言する者あり）いや、名前は出しておりません。なぜ、それがなされていないのか。

それから、院長、副院長、昨日もちょっと、伊佐地区の社会福祉協議会の中で話がちょっと出まして、みんな、院長、副院長のひいき的な言葉があったんですね。医療技術、患者に対しては、素晴らしいですよという話がありましてよかったんですが。

被害を受けられた、ハラスメントで被害を受けられた方に対しては、これは大変苦痛なことだったと思います。5年ぐらいいは、この件がかかるとおっしゃったんですね。これがもし、本庁舎の中だったら、5年もたちますともう異動が起きてるといようなこともあります。もう少し早く解決ができなかったんかなあという気がいたします。

もう1点は、院長と副院長の処分の差がなぜあれだけ違うのか、ちょっとそういうことも声が出まして。確かに、人数的に被害を受けられた方が多い少ないということがあるかもしれませんが、院長は院長なりの大きな責務があります。副院長は

それを補佐するという立場でしょうが、その辺のバランスが違うということがちょっと気になってるんですよ。その辺をちょっと説明がつけば、おっしゃっていただきたいと思います。

訂正させてください。院長、副院長というのは、ある一部のテレビだけが申し上げたそうで、昨日はもう、そのテレビを見られた方の話だったんで、つい私がうっかり申し上げましたが、3人の方の職責については、ちょっと職責——階級を外していただいて、お受け取りいただきたいと思います。

○委員長（猶野智和君） ここで、暫時休憩いたします。

午前10時05分休憩

午前10時24分再開

○委員長（猶野智和君） 休憩前に続き、会議を開きます。波佐間副市長。

○副市長（波佐間 敏君） 竹岡議長のほうから御質問がありました件について、御回答申し上げたいと思います。

市立病院におけますハラスメントの処分につきまして、その職責と処分の内容が逆転しているんじゃないかというような趣旨の御質問もありました。

この処分の内容につきましては、弁護士を含めた第三者委員会におきまして、協議、裁定されたものを報告を受けて、その第三者委員会からの報告どおりに、病院のほうで処分を発令したという状況でございます。

それから、管理者自身の責任はいかにという御質問ですけれど、高橋管理者からも市長に対して、自分の責任の処分の在り方について申出もありまして、市長のほうで、現在その処分につきまして、しかるべき処分につきまして検討しておりまして、最終本会議等に向けて、また御説明させていただきたいというふうに思います。以上です。

○委員長（猶野智和君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） ないようでしたら、これにて本委員会を閉会いたします。

御審査、御協力、誠にありがとうございました。お疲れさまでございました。

午前10時26分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年6月16日

総務企業委員長